資料２－２

令和４年度「障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート」調査結果（概要）

調査期間　令和５年２月24日（金）　～　令和５年３月24日（金）
集計対象者（回答数：回答率）
（１）道内の市町村　（170/179：95.0%）
（２）道内の相談支援事業所及び就労移行支援事業所（R5.2.24 時点で開設している事業所）　（265/691：38.3%）
（３）障害者就業・生活支援センター　（道 12＋札幌市３：93.7%）

未設置圏域をカバーすることで業務に支障があるか

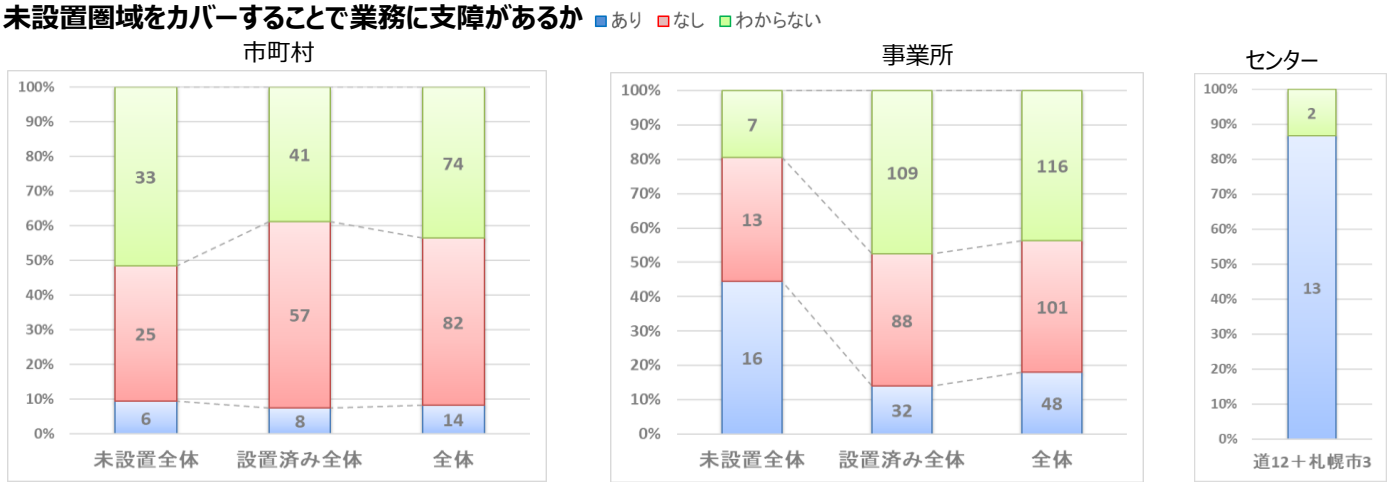

・市町村レベルでは、センター未設置による業務への支障は「ない」「わからない」の割合が高い。
・事業所レベルでは、比較的未設置圏域で「あり」の割合が高い。
・現行センターではほとんどのセンターが「ある」と回答している。

センター未設置により支障が「ある」とした理由（対象者別）　※複数選択可

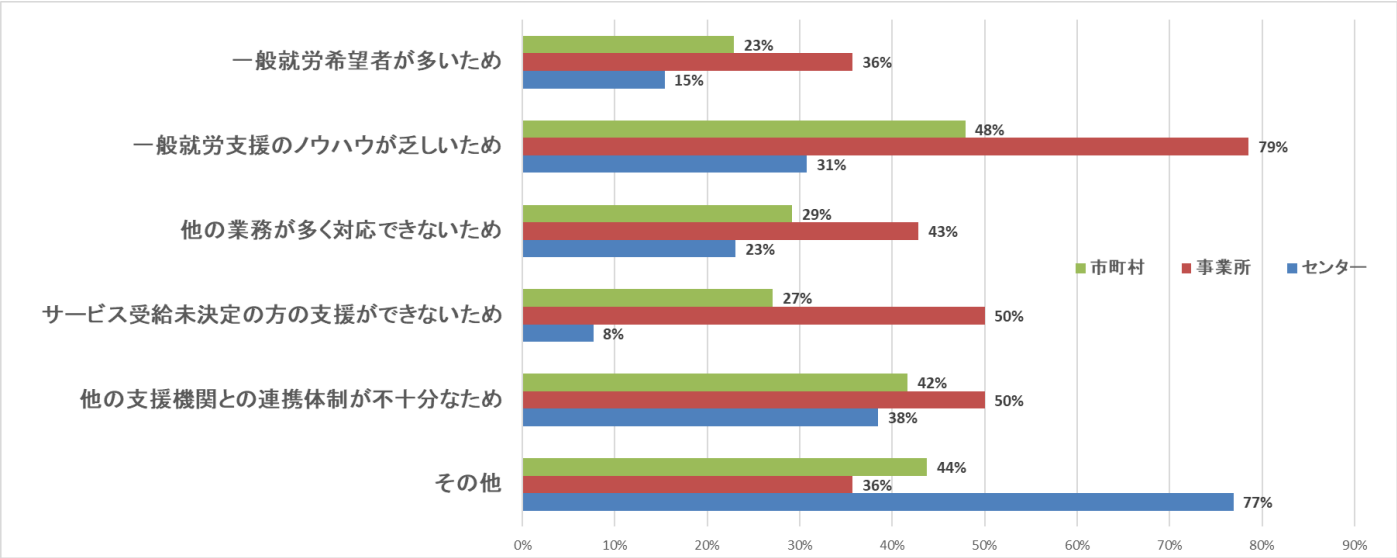

・市町村と事業所はいずれも「一般就労支援の専門的ノウハウが乏しい」が最も多かった。
・センターは「その他」以外では、「ハローワークや他の支援機関との連携体制だけでは十分ではない」が最も多かった。

センター設置検討時に優先すべき事項

	市町村	事業所	センター
１位	障がい者人口	障がい者人口	移動時間・障がい者人口
	36%（61 件/170 件）	37%（98 件/263 件）	27%（4 件/15 件）
２位	障がい者人口	移動時間	移動時間
	22%（35 件/156 件）	23%（57 件/250 件）	40%（6 件/15 件）
３位	障がい者人口・移動時間・所管圏域数	移動時間	所管圏域数
	17%（24 件/139 件）	19%（46 件/246 件）	38%（5 件/13 件）

・いずれの対象者も「障がい者人口」を優先すべき項目と考えており、特に市町村レベルでは 1~3 位全てで回答数が最も多い。
・事業所とセンターレベルでは「センターが支援を行うために必要な移動時間」も優先すべき項目と考えていることがわかる。

「障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート」調査結果

令和５年７月
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課

１　はじめに

障害者就業・生活支援センター（以下、「センター」という。）の事業内容や必要見込量、活動区域等のあり方について検討するため、市町村等を対象として、アンケート調査を実施し、次の結果が得られた。

２　調査期間

令和５年２月２４日（金）から令和５年３月２４日（金）

３　調査対象者

（１）道内の市町村
（２）道内の相談支援事業所及び全就労移行支援事業所　（R5.2.24 時点で開設している事業所）
（３）障害者就業・生活支援センター
※調査票については、別紙のとおり。

４　調査結果

○回答数（回答率）
（１）道内の市町村　170/179：95.0%
（２）道内の相談支援事業所及び全就労移行支援事業所　265/691：38.3%
（３）障害者就業・生活支援センター　道 12＋札幌市 3：93.7%

【表 1】

		市町村	事業所	センター
センター未設置圏域	南檜山	2	1	-
	北渡島檜山	4	2	-
	中空知	10	4	-
	北空知	5	-	-
	日高	7	6	-
	富良野	5	1	-
	留萌	8	5	-
	宗谷	10	6	-
	遠紋	8	7	-
	根室	5	4	-
センター設置済み圏域	釧路	7	12	○
	後志	20	28	○
	十勝	19	32	○
	上川中部	10	2	○
	上川北部	8	2	○
	西胆振	6	4	○
	東胆振	4	2	○
	南空知	9	4	○
	南渡島	9	19	○
	北網	7	8	○
	札幌	7	116	5 (道 2＋市 3)
	合計	170	265	15

■各圏域にセンターがない（カバー体制をとっている）ことによる支障について（問１）

＜市町村＞

「圏域にセンターが設置されていないことにより障がい者の就労支援に支障をきたしている点」の有無を質問したところ、「(支障が）ある」と回答した市町村は、14 か所/170 か所（8%)、「(支障が）ない」と回答した市町村は、82 か所/170 か所（48%)、「(支障の有無について）わからない」と回答した市町村は、74 か所/170 か所（44%）であった。【表 2】

【表 2：圏域内にセンターが未設置であることによる業務への支障の有無（市町村：全体)】

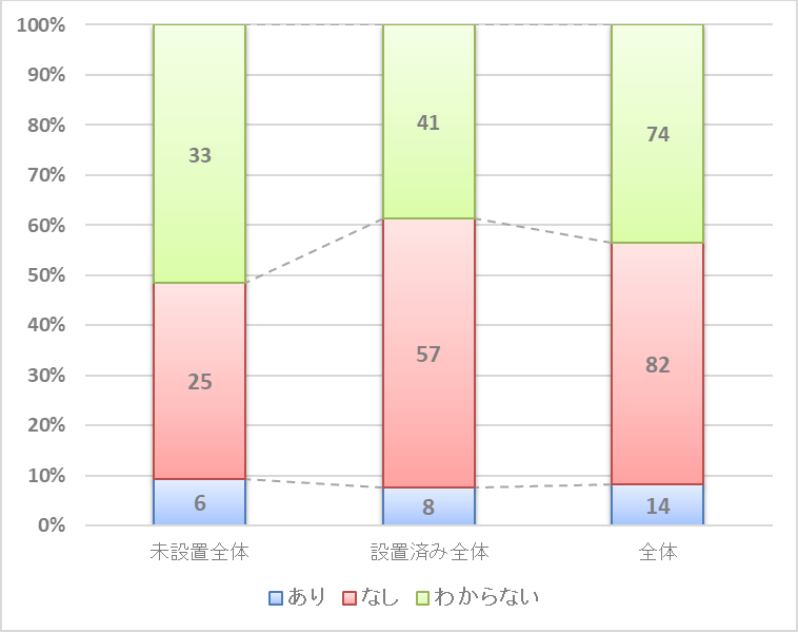

圏域別に見ると、【表 3】のとおりとなった。

【表 3：圏域内にセンターが未設置であることによる業務への支障の有無（市町村：圏域別)】

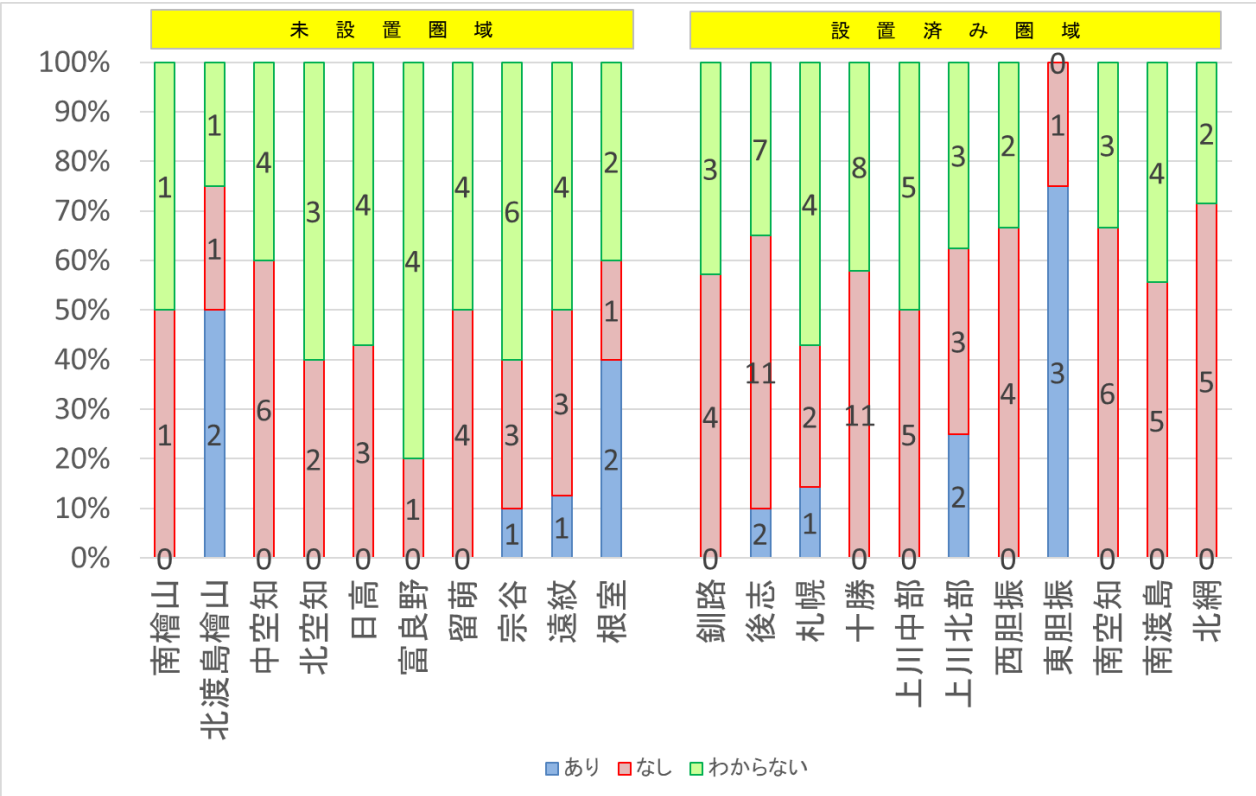

「ある」と回答した割合は、高い圏域から東胆振、北渡島檜山、根室の順となる一方、「ない」と回答した割合は、北網、南空知、西胆振の順となった。

北渡島檜山、根室、東胆振を除く 18 圏域において、「ある」よりも「ない」または「わからない」と回答した割合が高く、そのうち、南檜山、中空知、北空知、日高、富良野、留萌、釧路、十勝、上川中部、西胆振、南空知、南渡島、北網は「ある」の回答が 0%であった。

これより、市町村レベルでは、センター設置の未済によらず、支障ありと回答している割合は支障なしと回答している割合よりも低いことが確認された。

＜事業所＞

事業所からの回答では、「ある」が 48 か所/265 か所（18%）、「ない」が 101 か所/116 か所（38%）、「わからない」が 116 か所/265 か所（44%）であった。【表 4】

【表 4：圏域内にセンターが未設置であることによる業務への支障の有無（事業所：全体）】

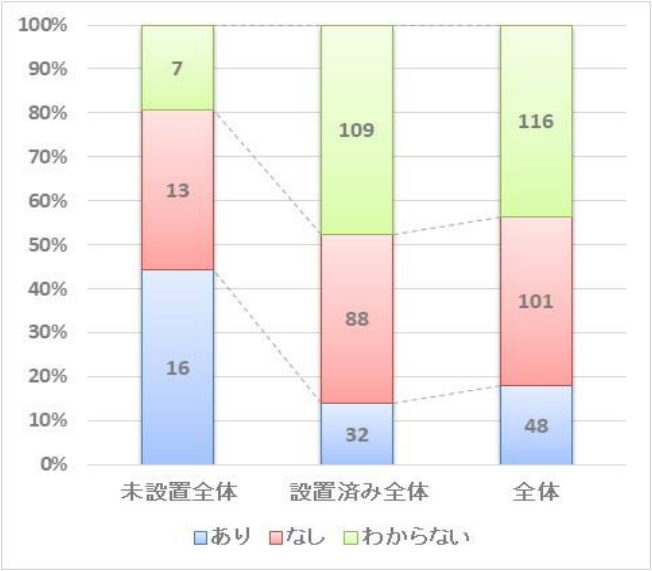

圏域別に見ると、【表 5】のとおりとなった。

【表 5：圏域内にセンターが未設置であることによる業務への支障の有無（事業所：圏域別）】

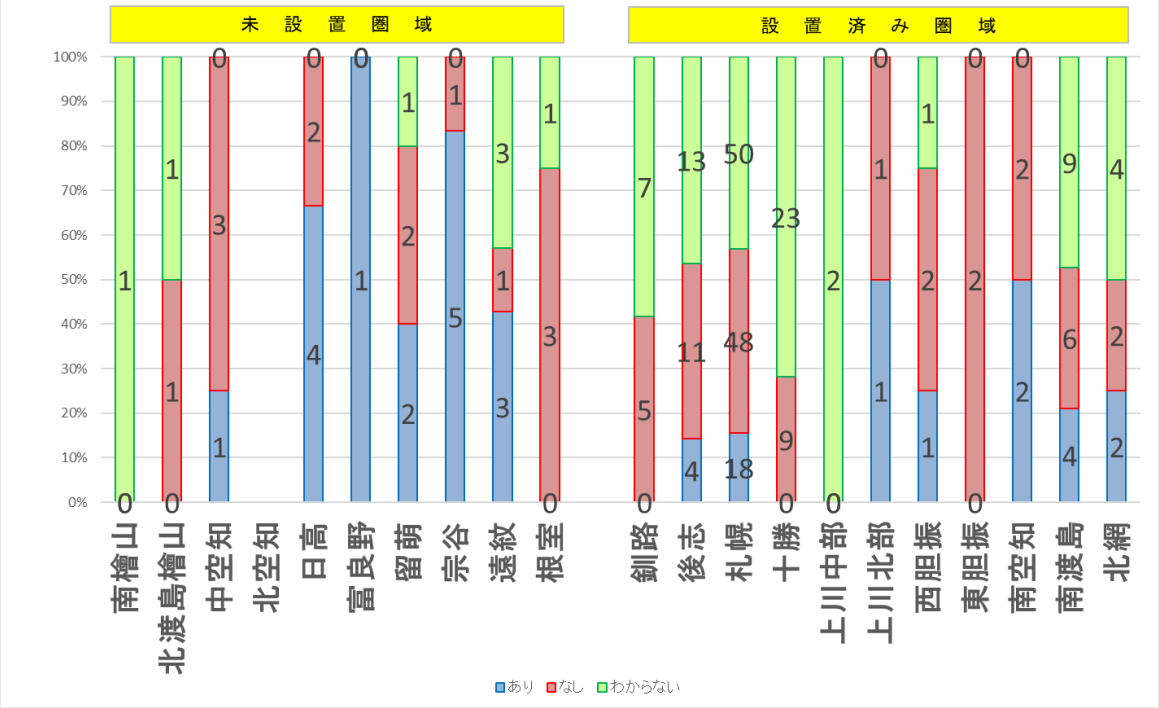

※北空知圏域の事業所からの回答なし

市町村全体と比べて「ある」と回答した割合が高く、市町村よりも直接支援を行う障がい福祉サービス事業所において、より強く支障を感じていることがわかった。

また、「ある」が「ない」を上回ったのが日高、富良野、宗谷、遠紋と全て未設置圏域であった。

これより、事業所レベルでは、特に未設置圏域において、業務上の支障を感じている割合が高いことが確認され、設置済み圏域においても、市町村レベルと比較し、その割合がやや高いことが確認された。

＜センター＞

センターの回答は、「ある」が 13 か所中 15 か所（87%）、「わからない」が 2 か所/15 か所であった（「ない」と回答したセンターは 0）。【表 6】

【表 6：圏域内にセンターが未設置であることによる業務への支障の有無（現行センター全体）】

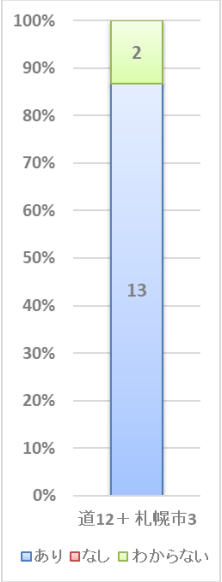

＜全体＞

各調査対象について、「ある」と回答した理由について、対象者別にまとめたものを【表 7】に、また、「ない」と回答した理由については、対象者別にまとめたものを【表 8】に示す。

【表 7：センター未設置により支障が「ある」とした理由（対象者別）　※複数選択可】

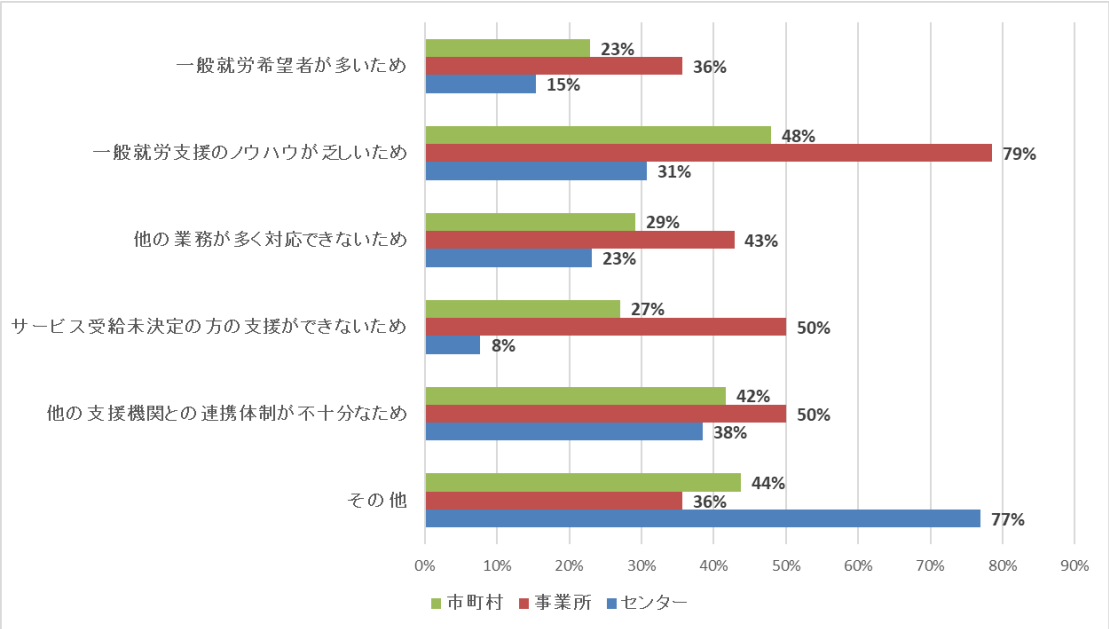

全体としては、支障が「ある」とした理由として、事業所と市町村はいずれも「一般就労支援の専門的ノウハウが乏しい」が最も多く、次いで「ハローワークや他の支援機関との連携体制だけでは十分ではない」が多かった。一方で、現行センターにおいては「その他」以外では、「ハローワークや他の支援機関との連携体制だけでは十分ではない」が最も多かった。

【表 8：センター未設置により支障が「ない」とした理由（対象者別）　※複数選択可】

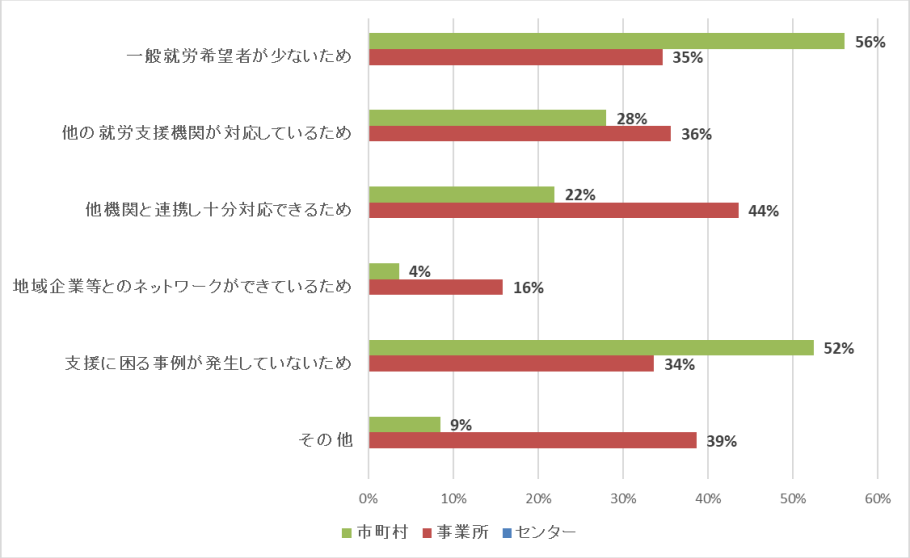

支障が「ない」としている理由として、市町村は「一般就労を希望する障がい者が少ないため」が最も多く、事業所は「ハローワークや他の就労支援機関との連携で十分対応できるため」が最も多かった。

その他、自由記載による回答の一部を、【表 9】及び【表 10】に示す。

調査対象のいずれも、圏域が広大であるために、①職員の負担が大きいこと、②地域の実情を把握しづらく、利用者への細やかな支援が難しいこと、③利用者側においても、迅速な支援が望めないことによる心理的障壁があること、等を回答しているほか、障がい者の就労ニーズが多様化しているにもかかわらず、地域における社会資源の少なさが顕著であるため、現行センターの負担が大きいといった回答もみられた。

【表 9：自由記載：センター未設置により支障が「ある」とした理由】

圏域が広域	職員の負担大	カバー区域が広すぎて、支援に限界がある。	市町村	遠紋
		広域のエリアで1圏域を全て網羅する為の人員配置は足りておらず、加えて遠方地への十分な支援や連携をとることは困難であり、カバー圏域に至っては満足な就労支援体制の構築が出来ていない。	事業所	西胆振
		できる限りの支援には入ってくれているが、距離が離れていて、支援内容や回数に物理的な限界がある。		宗谷
		冬場は天候により訪問が出来ない時もあり、特に遠方の地域では、交通事故、交通障害による職員のリスクも高く負担が大きい	センター	北網
	地域の実情把握が困難	圏域センターとの連携が余り取れていない	事業所	後志
		北海道の場合は広域エリアを担当とするセンターがあり、地域実情の把握等も難しいことも考えられる。		札幌
	利用者の心理的障壁	地域にセンターがないために依頼するのをためらってしまったりすることがある	事業所	上川北部
		利用する側の利便性に欠け、また、現実的に機能しているとは言い難い		富良野
ニーズの多様化		就労定着支援後のフォロー体制について、ニーズが増加しているため、現行のセンターの職員体制では十分にカバーできないのではないかと思います。	市町村	札幌
		ナカポツに専任の職場適応援助者が在籍していない。	事業所	南渡島
		上川北部圏域は就労移行支援がない地域。就職に関する相談や職場定着支援はセンターが窓口となっている。就労アセスメントも実施機関がないためセンターが対応している。 宗谷圏域は職場定着を行う機関がないためセンターが支援をしている。 留萌圏域は就労に関する相談はセンターもケース対応をしている。就労アセスメントは実施機関がないためセンターが事業所や支援学校に訪問し行っている。	センター	宗谷

＊センター未設置により支障が「ある」とした理由（カテゴリの整理）

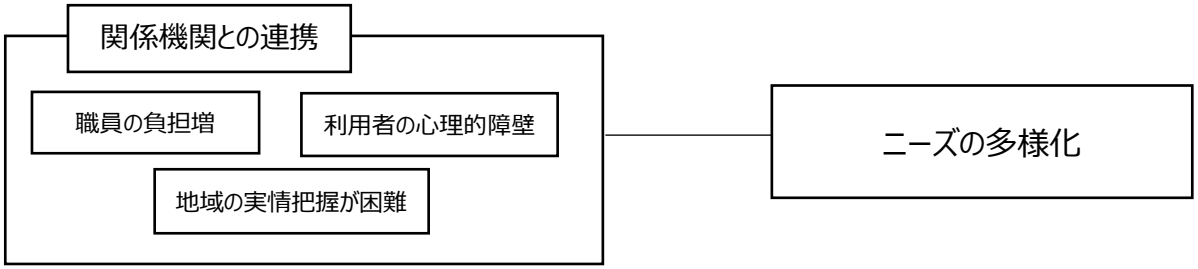

【表 10：自由記載：センター未設置により支障が「ない」とした理由】

他機関と連携できている	市内に障害者就業・生活支援センターが設置されているほか，ハローワークの設置，相談支援事業所や就労移行支援事業所が整備されているため。	南渡島	市町村
	札幌市には市単の障がい者就業・生活相談支援事業があり、障害者就業・生活支援センターの機能を補えていると思う。 事業所の設置場所・利用者の居住地ともに札幌市内および近郊のため、障害者就業・生活支援センターの必要時の活用がしやすいため センターが必要数設置され、機能しているため	札幌	事業所

■新たにセンター設置を検討する際に優先すべき事項について（問２）

今後、センターを新たに設置していこうとする場合、どのような観点を優先して設置圏域を検討するべきかという点について、8 つの項目で 1 位から 3 位までを選択する（2 位以下は任意）方法で質問したところ、市町村、事業所及び現行のセンターからの回答は、【表 11】～【表 13】のとおりとなった（数字は全体に占める割合）。

【表 11】

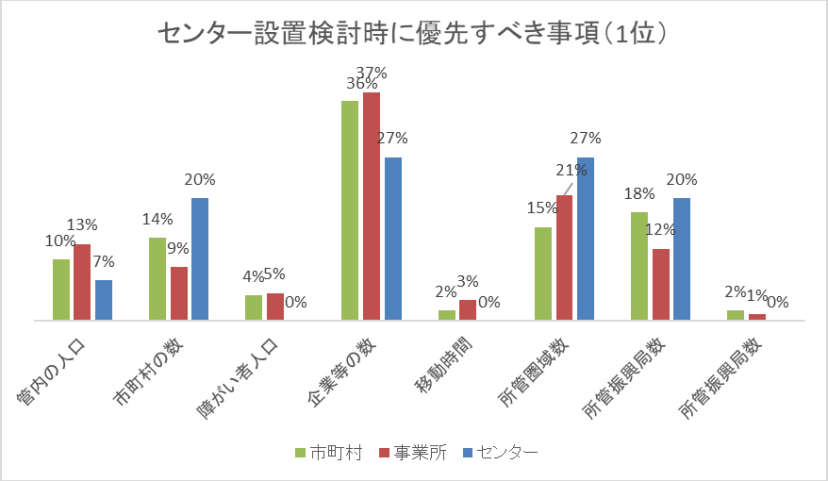

【表 12】

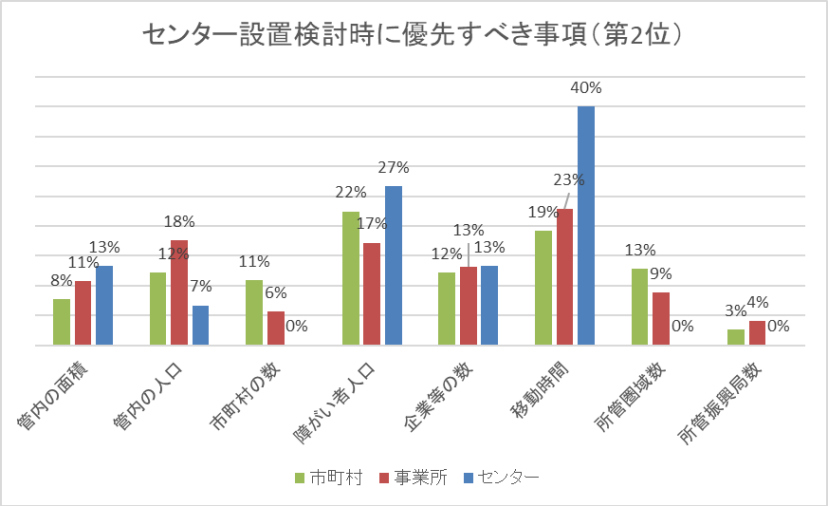

【表 13】

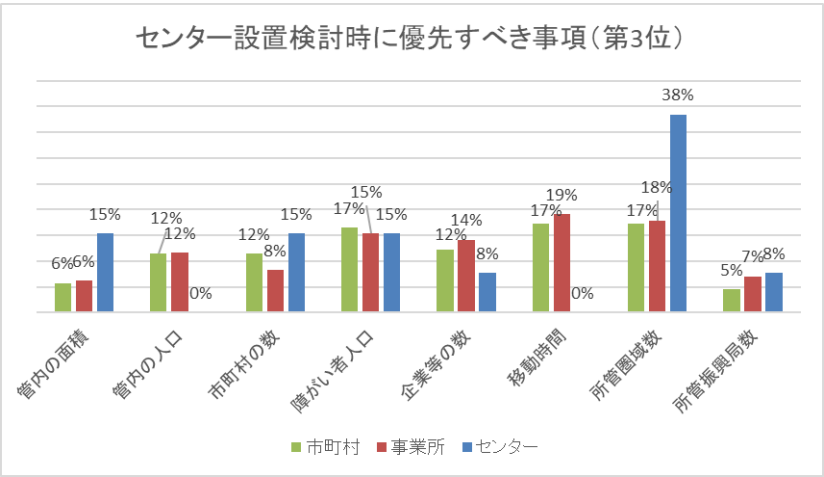

【表 14：選択項目のうち、各順位において最も回答が多かったもの】

	市町村	事業所	センター
1 位	障がい者人口	障がい者人口	移動時間・障がい者人口
	36%（61 件/170 件）	37%（98 件/263 件）	27%（4 件/15 件）
2 位	障がい者人口	移動時間	移動時間
	22%（35 件/156 件）	23%（57 件/250 件）	40%（6 件/15 件）
3 位	障がい者人口・移動時間・所管圏域数	移動時間	所管圏域数
	17%（24 件/139 件）	19%（46 件/246 件）	38%（5 件/13 件）

以上から、いずれの対象者も「障がい者人口」と「センターが支援を行うために必要な移動時間」を優先すべき項目と捉えていることがわかる。

■センターの負担軽減方法について（問３）

次に、現行センターが未設置圏域をカバーしている現状や、センター設置について全国一律の設置要件が設定されていることを踏まえ、現行のセンターの負担を軽減するためにあればよい方法を質問した。結果について、対象者別にまとめたものを【表 15】に示す。

【表 15：センターの負担軽減方法（対象者別）　※複数選択可】

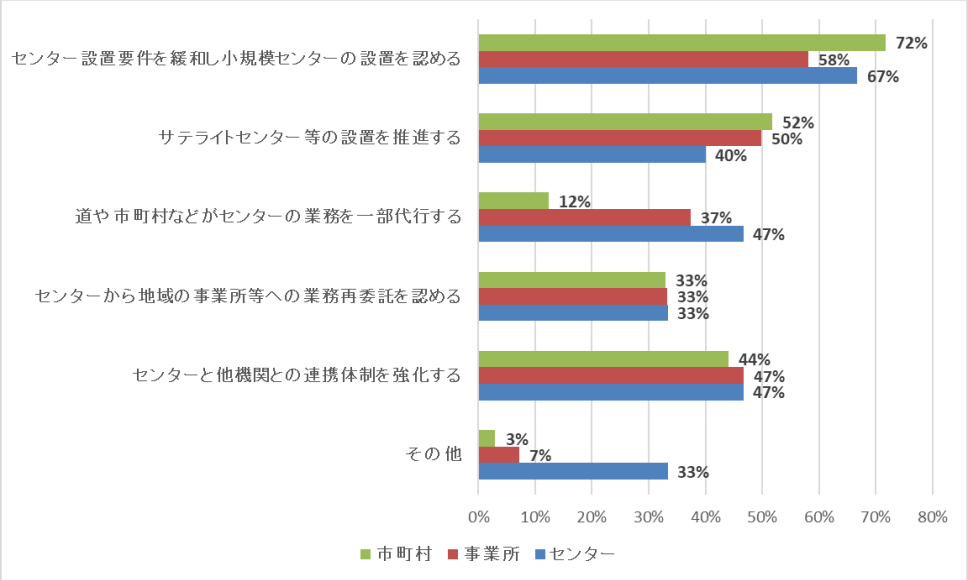

上記の結果より、どの対象者も「国においてセンターの設置要件を緩和し、小規模センター設置を認める」を選択した割合が最も高かった。これは令和元年度時点の調査結果と同様のものであり、かねてより継続的に望まれていた点であるといえる。

また、次点では、センターが「道、市町村、ハローワーク等がセンターの業務を一部代行する」と「センターと地域の就労支援事業所等との連携体制を強化する」であり、こちらも前回調査時と同じ結果であった。

■その他意見について（問４または問５）

障害者就業・生活支援センターの設置・運営について、自由記載により、意見・要望を募ったので、【表 16】のとおり抜粋して紹介する。

【表 16:自由記載:その他意見 】

市町村	東胆振	就職率や定着率を重んじ評価をしているのであれば、それは人を選んで支援していくことにつながるので、やめていただきたいと思います。支援が必要な方ほど就職しにくいし定着もしにくいので、一生懸命に支援しても率が下がってしまうことはあります。
	西胆振	障がいをお持ちの方の就業ニーズに応えるだけでなく、人手不足に困っている事業所からの相談対応やニーズに応える形で、それまで障がい者採用を行っていなかった事業所でも検討してもらう、という取り組みも合わせて必要なのではないかなと思います。そのようなケースがありましたら、事例等の紹介を頂きたいです。
	十勝	圏域の端っこの方(十勝管内なら陸別町、浦幌町など)は隣のセンターとの連携もOK、という形になれば、もっと関わりやすくなるのではと思います。郡部(小規模自治体)だと使える資源がほとんどないので、問3の③は、市町村の代行は難しいと思われます
事業所	日高	専門職が配置できるような、予算化が絶対に必要だと思います。
	留萌	最初に障がい者を雇用する際のハード面、ソフト面での配慮が必要になると思いますので、経営者だけではなく従業員も対象に、理解をしてもらえるような取り組みがあればよいかと思います。
	宗谷	当初、就業・生活支援センターの設置ができなかったのは、一般就労へ移行できた人数が少なかったからという事情もあったと思います。ジョブコーチがいなくなり、就労移行支援事業所はその役目を終えても必要に迫られ、報酬が発生しなくてもやむを得ず対応しています。条件緩和の上、就労移行支援事業所が就業・生活支援センターも担える仕組みができるといいと思います。市町村に1か所、距離的にスピーディに回れるよう設置できると本人はさることながら企業側も心強いのではないでしょうか。
	南渡島	現在ではインターネット通話システムを使って、スタッフ育成も可能ですし、就労支援もある程度可能です。ただ、ハードウェアを持っていない利用者も居るので、タブレット貸与システムなどもあわせて、総合的に広域支援システムの構築をお考えいただければ、と思います。
センター	札幌	全圏域へのナカポツ設置と並行して、就労系サービス事業所の指定のあり方（指定圏域偏重の調整や、不足する相談支援事業所等の併設を指定必須条件とするなど）についても検討・対応されなければ、社会資源が乱立･飽和した圏域がある一方で、社会資源が皆無の圏域があるままなどの地域格差は広がるばかりと考えます。
	後志	委託費の安定的確保など法人負担がなくなる仕組みの検討を引き続きお願いしたい。特に生活支援事業に関しては、委託費が頭打ちされている状況が続いており、非正規社員やパート職員に頼らざる得ない状況である。年度毎に給与体系が上がっていく状況下では予算の範囲内で人材を雇うことに限界が生じている。
	南渡島	現状、職員の育成に余裕がなく、センター職員の人材確保と育成の問題について、雇用施策とも連携し、生活支援担当者の研修についても充実して欲しいと思います。
	釧路	圏域の移動範囲が広いのでカバー圏域のサポートは大変という事はあるが、実際にカバー圏域に新たにセンターを設置する事については、センターの運営母体をどこが担うかを含め慎重に判断する事は求められるのではないか

考察

・「圏域内にセンターが未設置であること」及び「現行センターが未設置圏域をカバーしていること」といった現状は、事業所やセンターといった相談支援現場の実践者にとって負担感が大きいことが窺える。
・センター新設に際しては、他の就労支援機関との連携体制の構築が重要な要素であるものと考えられるほか、現状では圏域の広大さに起因した様々な支障が生じていることが示唆された。
・センター新設時に優先すべき事項について、総じて「障がい者人口」といった潜在的ニーズの把握であると考えており、特に市町村レベルではその程度が高いといえる一方で、事業所とセンターレベルでは「センターが支援を行うために必要な移動時間」も優先すべきであると考えている。
・各対象者にとって、センター新設の要件を緩和し小規模センター等を設置することが、これら様々な課題を解消する一方策となり得ると考えていることが窺える。

以上、「障害者就業・生活支援センター設置に関するアンケート」の調査結果を報告する。

※本報告内にて、圏域別に集計をした場合はサンプル数にばらつきが生じてしまい、統計的精査は困難と考えられるため、あくまで傾向把握を目的として考察する。